

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社pluszero

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年9月22日

【四半期会計期間】 第5期第1四半期(自2021年11月1日 至2022年1月31日)

【会社名】 株式会社pluszero

【英訳名】 pluszero, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO小代義行

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区北沢二丁目6番10号仙田ビル4階

【電話番号】 03-6407-0212 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO浅川耀佑

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区北沢二丁目6番10号仙田ビル4階

【電話番号】 03-6407-0212 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO浅川耀佑

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期財務諸表】	9
2【その他】	15
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	16
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期 第1四半期 累計期間	第4期
会計期間		自 2021年11月1日 至 2022年1月31日	自 2020年11月1日 至 2021年10月31日
売上高	(千円)	200,341	507,617
経常利益又は損失(△)	(千円)	67,688	△78,687
四半期純利益又は損失(△)	(千円)	88,404	△79,217
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	1,602,600	1,602,600
純資産額	(千円)	220,170	127,768
総資産額	(千円)	307,755	252,446
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	41.99	△37.62
潜在株式調整後1株当たり四半期純 利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	71.5	50.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第10期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額につきましては、記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 当社は、第4期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第4期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
8. 2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び1株当たり当期純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

（1）経営成績の状況

当社はAIを中心としてIoT・ロボティクス・自然言語処理・ハードウェア等の各種テクノロジーを統合的に活用したソリューションを提供する「ソリューション提供事業」を展開しております。当社は収益の「継続性」と「高成長性」の実現を重要視しながら、事業展開しております。

当第1四半期累計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大などがありましたが、当社におきましては、契約件数等は堅調に推移し、売上は順調に推移いたしました。以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は200,341千円となり、営業利益は67,688千円、経常利益67,668千円、四半期純利益は88,404千円となりました。なお、当社の事業セグメントはソリューション提供事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（2）財政状態の状況

①資産の部

（流動資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産は282,767千円となり、前事業年度末に比べ52,465千円増加いたしました。これは主に、業容拡大に伴う人件費等の増加により現金及び預金が35,330千円減少したこと並びに売上高の増加に伴い売掛金が89,642千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当第1四半期会計期間末における固定資産は24,987千円となり、前事業年度末に比べ2,844千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアの計上等により無形固定資産が3,183千円増加したことによるものであります。この結果、総資産は307,755千円となり、前事業年度末に比べ55,309千円増加いたしました。

②負債の部

当第1四半期会計期間末における流動負債は87,002千円となり、前事業年度末に比べ36,261千円減少いたしました。これは主に、未払費用が36,527千円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は、87,584千円となり、前事業年度末に比べ37,092千円減少いたしました。

③純資産の部

当第1四半期会計期間末における純資産合計は220,170千円となり、前事業年度末に比べ92,402千円増加いたしました。これは主に、当期純利益による利益剰余金の増加によるものであります。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期累計期間において、当社が会計上の見積りに用いた新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等に関する仮定については、重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業場及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費総額は21,801千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

(注) 2022年4月4日開催の臨時株主総会決議により、2022年4月19日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は1,990,500,000株減少し9,500,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年4月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,602,600	1,602,600	非上場	単元株式数100株
計	1,602,600	1,602,600	—	—

- (注) 1. 提出日現在発行数には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 2022年3月16日開催の取締役会決議により、2022年4月19日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより普通株式の株式数は1,620,600株増加し、発行済株式総数は3,205,200株となっております。
3. 2022年4月4日開催の臨時株主総会決議により、2022年4月19日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月1日～ 2022年1月31日	—	1,602,600	—	100,000	—	99,100

(注) 1. 2022年3月16日開催の取締役会決議により、2022年4月19日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより普通株式の株式数は1,620,600株増加し、発行済株式総数は3,205,200株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 550,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,052,600	1,052,600	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式1,602,600	—	—
総株主の議決権	—	1,052,600	—

(注) 2022年3月16日開催の取締役会決議により、2022年4月19日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うとともに、2022年4月4日開催の臨時株主総会により、2022年4月19日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、完全議決権株式(自己株式等)は、1,100,000株、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式2,105,200株、議決権の数は21,052個、発行済株式総数の株式数は3,205,200株、総株主の議決権の数は21,052個となっております。

② 【自己株式等】

2022年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社pluszero	東京都世田谷区北沢2丁目 6番10号仙田ビル4階	550,000	—	550,000	34.32
計	—	550,000	—	550,000	34.32

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	138,675	103,327
売掛金	79,922	—
売掛金及び契約資産	—	169,565
仕掛品	3,490	—
前払費用	7,494	9,072
その他	737	801
流動資産合計	230,302	282,767
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,449	2,401
工具、器具及び備品(純額)	1,203	1,071
有形固定資産合計	3,652	3,473
無形固定資産		
ソフトウェア	233	5,123
営業権	9,061	7,354
無形固定資産合計	9,294	12,478
投資その他の資産		
投資有価証券	2,720	—
長期前払費用	4,462	3,813
繰延税金資産	—	3,207
その他	2,014	2,014
投資その他の資産合計	9,196	9,035
固定資産合計	22,143	24,987
資産合計	252,446	307,755

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年1月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	3,601	3,324
未払金	17,516	7,614
未払費用	67,046	30,519
未払法人税等	530	2,599
未払消費税	19,068	19,337
前受金	2,475	1,980
預り金	13,026	6,103
賞与引当金	—	15,524
流動負債合計	123,264	87,002
固定負債		
長期借入金	1,413	582
固定負債合計	1,413	582
負債合計	124,677	87,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	109,098	109,098
利益剰余金	△80,835	11,566
自己株式	△495	△495
株主資本合計	127,768	220,170
純資産合計	127,768	220,170
負債純資産合計	252,446	307,755

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

	(単位：千円)
	当第1四半期累計期間 (自2021年11月1日 至2022年1月31日)
売上高	200,341
売上原価	64,786
売上総利益	135,555
販売費及び一般管理費	67,867
営業利益	67,688
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益合計	0
営業外費用	
支払利息	20
営業外費用合計	20
経常利益	67,668
特別利益	
投資有価証券売却益	20,128
特別利益合計	20,128
税引前四半期純利益	87,796
法人税、住民税及び事業税	2,599
法人税等調整額	△3,207
法人税等合計	△608
四半期純利益	88,404

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来、プロジェクト型の一部の案件にかかる収益認識について、納品時に一括で収益を認識する方法としておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価実績の見積原価総額に対する割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は3,149千円増加し、売上原価は321千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ3,451千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は3,997千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。このような状況において、当社は四半期財務諸表作成時における顧客の需要動向等を踏まえ、2022年10月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、投資有価証券の評価、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や影響については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年11月1日 至2022年1月31日)
減価償却費	212千円
営業権償却	1,706千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自2021年11月1日 至 2022年1月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

当社は、ソリューション提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報)

当第1四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

当社の報告セグメントは、「ソリューション提供事業」の単一セグメントとなっております。

	ソリューション提供事業	
	売上高	売上比率
継続的な顧客への売上	151,802千円	75.7%
その他売上	48,539 "	24.2 "
顧客との契約から生じる収益	200,341 "	100.0 "
合計	200,341 "	100.0 "

(注) 直近四半期会計期間までに4四半期会計期間以上連続で売上を計上している顧客への、4四半期目以降の売上を継続的な顧客への売上として分類し、それ以外の顧客への売上をその他売上として分類しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年11月1日 至2022年1月31日)
1株当たり四半期純利益	41円99銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	88,404
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	88,404
普通株式の期中平均株式数(株)	2,105,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2022年3月16日開催の取締役会にて、2022年4月19日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行う旨の決議を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

株式の分割及び単元株制度の採用

当社は2022年3月16日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月19日付をもって株式分割を行っております。

また、当社は、2022年4月4日開催の臨時株主総会決議により、2022年4月4日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年4月19日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,602,600株

今回の株式分割により増加する株式数 1,602,600株

株式分割後の発行済株式総数 3,205,200株

株式分割後の発行可能株式総数 9,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年4月19日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年9月13日

株式会社 pluszero
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

金野広義

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐々木浩一郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社pluszeroの2021年11月1日から2022年10月31日までの第5期事業年度の第1四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社pluszeroの2022年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上